



りそな銀行アジアニュース

2016年3月14日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

「国際貿易センター(ITC) に対する優遇措置」

昨年よりタイ国際貿易センター(International Trading Center: ITC)は従来の国際調達事務所(International Procurement Office: IPO)の優遇措置を新たに拡大することにより、タイでの ITC 誘致の競争力を高めることを狙いとしています。今回の公表された要旨を以下に取りまとめました。

国際貿易センター(ITC)は海外の法律で設立された法人に対し、商品、原材料、部品を購入・販売、並びに貿易に関連するサービスの提供を目的とする、タイの法律で設立された会社です。

【対象となるサービス】

- 1) 商品の調達、2) 出荷までの商品の保管、3) 商品の梱包、4) 商品の輸送、5) 商品に係る保険、6) 商品に関するアドバイス、技術サービス、トレーニング、7) 歳入局長が規定したその他のサービス

【優遇を受ける為の条件及び BOI の優遇内容】

条件	BOI の優遇内容
1. 払込登録資本は1,000万バーツ以上なければならない。 2. タイ国内における受領者に対する一般管理費の最低額は年間1,500万バーツ。 * ITC がいずれの会計年度において以上の条件を満たすことができなければ、該当の会計年度において駐在員の税的恩典を含み、企業の税的恩典を受領する資格を失うことになります。 * 既存の IPO の投資奨励を受けて販売・調達活動を行っている法人についても、ITC の投資奨励へ切り替え可。	1. 外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。 2. 奨励事業に外国人技術者及び専門家の導入を許可する。 3. 外国人が土地所有を許可する。 4. 機械の輸入関税を免除する。 5. 輸向け製品用の原材料・部品の輸入税を免除する。

財務省による優遇税制措置	対象範囲	備考
I. 法人所得税を免税	・オフショア貿易および関連サービスのよる収入 1.1 タイ関税法に基づく積み換え、通貨貨物、Out-Out 貿易による収入 1.2 タイ国企業に対し、国際貿易関連サービスの提供による収入	優遇税制措置を付与された事業年度から 15 事業年度
II. 源泉税を免税	・海外の法人が受ける所得 2.1 ITC からの配当金(上記の ITC の免税所得から支払われたもの)	
III. 個人所得税を 15% 課税	3. ITC の外国人社員(常勤)の個人所得税	

【ITC と IPO の相違点】

	ITC	IPO
(国内/海外による)商品の購入・調達	・原材料、部品および半製品 ・完成品	・原材料、部品および半製品
国内における商品販売	・別の商品に組立/製造する製造業者へ販売(In-In / Out-In) ・最終消費者(End-users) に対する小売/直接販売ではないこと	
海外への商品販売	・国内から調達した商品を海外へ輸出(In-Out) ・タイに入国せず、海外商品を購入・販売(Out-Out)	・国内から調達した原材料、部品および半製品を海外へ輸出(In-Out)
その他奨励条件	N/A	・倉庫を所有(賃借可)し、コンピューターによる在庫管理をすること ・商品の調達、品質検査、梱包プロセスを有すること ・国内を含む複数の調達先を有すること(国内の調達先は 10%以上)

【出所:タイ歳入局・タイ投資促進委員会の資料、勅令 No.587】

国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載